

生活保護制度

暮らしに困った時は相談を

生活保護は、憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病气やけがなどで収入がない」「働いていても収入が少ない」「生活費や住宅費、医療費等に困っている方にその不足分を補うとともに、自力で生活していけるよう援助します。生活保護は、国の決めた保護基準（最低生活費）とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、不足する分が支給されます。

ただし、次のような場合は、各世帯に応じた努力を、生活保護に優先して行っていたり、預金や土地などの資産は活用する

- 働ける人は能力に応じて働く
 - 親子、兄弟姉妹などからできるだけ援助を受ける
 - 年金や各種手当など他の法律などの給付を活用する
- 相談窓口を変更**
- これまで生活相談の窓口は、深川地区は保護第一課、城東地区は保護第二課となっていました。4月から城東地区のうち東砂6丁目、南砂、新砂については相談窓口が保護第二課から保護第一課に変更になっています。ご注意ください。
- 保護第一課(区役所2階24番) ☎(3645)3106
保護第二課(大島4-5-1総合区民センター1階) ☎(3637)2707

平成26年度 江東区優良従業員表彰 従業員をご推薦ください

区では、区内中小企業に永年勤務している方で、人格、勤務成績が優れ、他の模範となる従業員の方を表彰しています。該当する従業員がいる事業主の方は、ご推薦ください。

「表彰の種類および対象」

- 10年表彰
勤務年数が10年以上20年未満
- 20年表彰
勤務年数が20年以上30年未満
- 30年表彰
勤務年数が30年以上40年未満
- 40年表彰
勤務年数が40年以上

※勤務年数は平成26年4月1日現在の満年数

「推薦方法」事業主と所属する商工団体の長との連名で推薦してください。ただし商工団体に所属していない事業所は、事業主の推薦で推薦書を提出してください。推薦書は経済課(区役所4階29番)にあります(区ホームページから入手可) ⑥6月30日(月)必着

「被表彰者の決定」審査委員会にて決定(表彰式) ⑨9月5日(金)午後2時(予定) ④場 ティアラ ①こうとう大会議室(住吉2-28-136)

④ 経済課産業振興係 ☎(3647)2332

チャイルドシートレンタル。ご自身の自転車ヘルメット購入。あっせんを実施

6歳未満の子どもを自動車に乗せる場合、チャイルドシートの使用が道路交通法で義務づけられています。また13歳未満の児童・幼児の自転車乗車用ヘルメット着用は努力義務となっています。

チャイルドシートレンタル あっせん

平成25年に行われた全国調査では、チャイルドシートの着用率は約60%で、着用率の向上が課題となっています。また、平成24年の交通事故統計では、チャイルドシート未使用の場合の死亡重症率は使用した場合と比べて約2.2倍、不適正な使用による死亡重症率は適正に使用した場合の約4.5倍となっています。安全確保のためには、子どもの体格に合ったチャイルドシートを選び、正しく取り付けて使用してはじめて効果があります。

区のチャイルドシートレンタルあっせん事業では、通常料金の最大25%引きの特別価格でレンタルできるだけでなく、専門業者がご自宅までお伺いして無料で取り付けを行い、適切な使用方法を説明します。また出産前の15日間無料サービスを利用すれば、母子退院の際すぐに使用できます。ぜひご利用ください。

① 江東区在住の方※区内在住であることをお伝えください
② 電話で(株)愛育ベビー



「中小企業支援施策ガイド」各種補助事業、商工相談、セミナー情報などがこの一冊に

区では中小企業や商店街への支援策をまとめたガイドブック「中小企業支援施策ガイド」を、無料配布しています。各種補助事業、商工相談、セミナーなど、区の事業をまとめて紹介した小冊子です。事業者の皆さんのお手元に一冊置いて、積極的にご利用ください。区ホームページからご覧になれます。

④ 配布場所 経済課(区役所4階) ⑥ 29番、産業会館(東陽4-5-18)、各出張所 ① 無料

④ 経済課産業振興係 ☎(3647)2332 FAX(3647)8442



☎0120(350)540 (一般固定電話)
☎048(469)2221 (携帯電話・PHS)

東京都の調べによると、自転車の幼児座席乗車中に子どもがけがをした、あるいははしろうになった経験がある人は全体の約55%、子どもが最も大きなけがをした部位は頭部で全体の60%を占めています。

区では子どもの安全確保を推進するため、区内の自転車販売店に協力いただき、購入のあっせんを行っています。店舗により店頭価格からの割引、ポイントの付与などの特典が受けられます。

① 江東区在住の方
② 直接別表のあっせん事業推奨店舗へ※購入時に、区内在住であることを示すものをご提示ください

④ 交通対策課交通係 ☎(3647)4784

高齢者の生活実態等に関する調査結果まとめ

区は、昨年11月に高齢者の日常生活や健康状態、生きがいや地域参加に対する意識など、生活実態等に関する調査を実施しました。

調査は、「日常生活圏域別高齢者ニーズ調査」「介護サービスの利用意向調査」「在宅生活継続意向調査」「定額居宅サービス利用者調査」について行いました。

高齢者ニーズ調査では、介護予防対象者、軽度要介護者およびそれ以外の65歳以上の方4,000人を対象に実施。「ご自身の健康状態について」「(健康である)という回答が63%」などの質問を行いました。

また、「介護サービスの利用意向調査」は、要介護認定を受けている1,700人を対象に実施。介護サービスに対する満足度については、各サービスとも90%前後が「満足」などの回答を得ました。

調査結果は計画改定等に活用

調査結果は、今後行う「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」の改定と、今後の高齢者施策のあり方を検討するための基礎資料として活用していきます。

調査結果報告書は、福祉課施設整備支援係(区役所3階2番)、介護保険課庶務係(区役所3階4番)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、区内各図書館・長寿サポートセンター・長寿サポートまたは区ホームページからご覧になれます。

④ 福祉課施設整備支援係 ☎(3647)4331
④ 介護保険課庶務係 ☎(3647)9481

